社会福祉法人　睦会

総合福祉施設 須坂やすらぎの園　介護職員初任者研修
学　則

（事業者の名称・所在地）
第 1 条　本研修は、次の事業者が実施する。
事業者の名称　　社会福祉法人　睦会　総合福祉施設　須坂やすらぎの園
所在地　　長野県須坂市大字日滝字寺窪 2887－1
連絡先　　TEL.026-246-4600　FAX.026-246-4771

（研修の目的）
第 2 条　地域住民の介護職場への関心は高まりを見せている。そのニーズに対応すべく、人材の育成と研修の場を提供することにより、在宅介護支援と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（研修の名称及び方法）
第 3 条　研修事業の名称は次の通りとし、以下の方法で実施する。
研修の名称　　須坂やすらぎの園 介護職員初任者研修
研修の方法　　通学制

（研修日程）
第 4 条　別紙日程表の通り実施する。

（研修カリキュラム）
第 5 条　「長野県介護職員初任者研修指定基準」に定めるカリキュラムとして、講義演習 118 時間、実習 12 時間、修了筆記試験 1 時間を実施

（研修会場）
第 6 条　前条の研修の会場は次の通りとする。
研修会場　　総合福祉施設 須坂やすらぎの園　地域交流研修所

（受講資格）
第 7 条　介護等社会福祉全般に関心があり、今後、介護等の業務に従事する希望がある者で、全講義・演習・実習授業等合計 130 時間の受講が可能である者とする。

（受講定員）
第 8 条　定員 18 名とする。但し、申込者が 10 名に満たない場合は開催しない。

（受講手続き）
第 9 条　当施設指定の申込用紙に必要事項を記入し、募集期間内に直接当施設に持参、もしくは、郵送により申し込む。但し、申込者多数の場合は抽選とする。

（本人確認の方法）
第 10 条　受講申し込み時に、次に掲げるいずれかの方法によって本人確認を行うこととする。また、本人確認を行った場合はその記録を残すものとする。
(1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出
(2) 住民基本台帳カードの提示
(3) 在留カード等の提示
(4) 健康保険証の提示
(5) 運転免許証の提示
(6) パスポートの提示

（受講費用）
第 11 条　受講費用は次の通りとする。
85,000 円（テキスト代、実習費、保険料を含む）
2　受講費用以外で自己負担となるものは次の通りとする。
会場までの交通費、書籍（任意購入）等
3　補講については有料とする。1 時間につき 2,000 円を受講費用とは別に申し受けることとする。但し、特別な場合は、研修責任者と講師が協議して補講に係る費用を減免できることとする。

（使用テキスト）
第 12 条　研修に使用するテキストは次の通りとする。
「介護職員初任者研修テキスト」発行元（財）長寿社会開発センター

（実習施設）
第 13 条　実習を行う施設は次の通りとする。
実習施設の名称：総合福祉施設　須坂やすらぎの園内の「特別養護老人ホーム」「老人保健施設」「デイサービスセンター」「デイケアセンター」「小規模多機能施設 日滝の家」「須坂やすらぎの園ホームヘルパーステーション」の各施設。
実習施設の所在地　事業所の所在地と同じ。
設置者　社会福祉法人　睦会（事業所の設置者と同じ）

（講師氏名一覧）
第 14 条　各科目を担当する講師は別紙の通りとする。

（修了評価の取り扱い）
第 15 条　第 5 条に定めるカリキュラムを全て修了し、下記要件を全て満たしたものを修了者と認める。
(1)　修了筆記試験 70 点以上の者。
(2)　「こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「実習」の中で、講師及び実習指導者により介護技術を習得されたと評価された者。

（欠席、早退、遅刻の取り扱い）
第 16 条　研修開始前に受講生の出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に連絡をすることとする。尚、研修開始後の早退及び遅刻については欠席扱いとする。

（補講について）
第 17 条　受講生の欠席を研修責任者がやむを得ない事情であると認めた場合は、補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。尚、補講は、研修開始日から 2 年以内に実施することとする。費用については第 11 条に記載。

（受講の取り消し）
第 18 条　次に掲げるいずれかに該当する者は、研修責任者の判断により受講を取り消すことができることとする。
(1) 研修に臨む意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
(2) 研修に臨む態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者。
(3) 他の受講生の学習を妨げる者。
(4) その他、研修責任者が不適当とみなした者。
2　受講を取り消されたものは、履修した当該研修について全て無効とし、当施設は受講者からの受講料返金の申し出にも応じないこととする。

（受講科目免除とその手続きについて）
第 19 条　「長野県介護職員初任者研修指定基準」に定める、科目免除の取り扱いに基づき、科目の

免除を行う。科目免除を希望する者は、予め所定の様式に証明書類を添えて、研修責任者宛に免除許可願いを申請し、研修開始日までに免除許可を受けることとする。尚、研修開始後の免除申請は、無効とする。

（修了証書等の交付）
第 20 条　第 15 条により修了者と認められた者は、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。また、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料で再交付する。

（修了者管理について）
第 21 条　研修修了者は修了者名簿に記載し、「長野県介護職員初任者研修指定要綱」基づき、長野県知事に報告する。また、修了者名簿については永年管理する。

（情報の開示）
第 22 条　研修機関が公表すべき情報については、ホームページ上で公表する。
(http://www.valley.ne.jp/~yasuragi/)

（個人情報の管理）
第 23 条　当該研修における個人情報について厳正に管理する。
(1) 当事業者は、受講生等の個人情報を不当な目的に使用しない。
(2) 受講者には、講義や実習で知りえた個人情報を不正に使用することがないよう誓約書の提出を求める。

（その他）
第 24 条　当該研修に関する要望又は苦情について次の通り、窓口を設ける。
苦情受付部署：総合福祉施設 須坂やすらぎの園　総務課　電話：026-246-4600

第 25 条　この学則に定められていない事項について、必要があると認められる場合は、当施設が定めることとする。

（附則）
第 1 条　この学則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。